



|  |                                      |                                    |                            |
|--|--------------------------------------|------------------------------------|----------------------------|
| <p>八<br/>額 最<br/>低 札 非 入 価<br/>額 発 競 札 格<br/>面 行 争 発 競<br/>金 入 行 争 額</p> | <p>七<br/>払 込 金 額</p>                 | <p>六<br/>イ 発 行 額</p>               | <p>五<br/>イ 募 入 決 定 の</p>   |
| <p>五 円 百 六 一<br/>万 七 十 億 四 千 六 百 十 一 万 六 千 百</p>                         | <p>円 一 兆 八 千 八 百 五 十 九 億 四 千 七 十</p> | <p>円 額 面 金 額 一 兆 八 千 八 百 十 七 億</p> | <p>非 競 争 入 札 発 行」とい う。</p> |

非競争入札発行」という。

各申込みの応募額を順次割り  
 各申込みの応募額を順次割り  
 各申込みの応募額を案分により  
 各申込みの応募額を案分により

額面金額で一兆八千八百十七億

千九百五十八万八千八百四十四億

おける財政運営のため公債の

発行の特例等に關する法律第二

条第一項の規定に基づき発行し

た利付国債について、額面金

七十六万九千八百四十二万五千

計法第十一條第一項の規定に基

づく、発行した利付国債につい

て、額面金額で百七十億七千万

円、額面金額で百七十億七千万

九 振替単位

十一 発行日

イ 発行価格

ロ 入札発行

非競争入札発行

札発行

利率

利過利子

の払込み

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと

する。平成十五年六月二十五日

額面金額百円につき百円二十二

額以上のそれぞれに応募価格

額面金額百円につき百円二十三

銭 ○・二パーセント

(一) 年 募入決定の通知を受けた者

は、払込金額に加え、次の算

式により算出した金額を第二

十号に規定する期日に払い込

むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収される

ものとして振替口座簿中の口

座に記載又は記録されるもの

について、前記(一)の算式によ

り算出した金額から当該金額

に百分の二十を乗じた金額(た

だし、当該国債を発行時におい

て取得する者が非居住者又は

外国法人である場合には、前記

(一)の算式により算出した金額

に当該非居住者又は外国法人

が適用を受ける所得税の税率

を乗じた金額)を控除すること

ができる。

十四 初期利子

平成十五年十二月二十日を支払  
とし、次の算式により算出し

十五  
 第二期以後の利子  
 償還金額  
 償還金額  
 元利支  
 払場所  
 入札参加  
 者  
 払込期日

毎  
 年  
 六  
 月  
 二  
 十  
 日  
 及  
 び  
 十  
 二  
 月  
 二  
 十  
 日  
 を  
 支  
 払  
 期  
 と  
 し、  
 各  
 支  
 払  
 期  
 に  
 お  
 いて、  
 その  
 日  
 以  
 前  
 六  
 月  
 間  
 に  
 属  
 す  
 る  
 利  
 子  
 を  
 支  
 払  
 う。  
 平  
 成  
 二  
 十  
 年  
 六  
 月  
 二  
 十  
 日  
 額  
 面  
 金  
 額  
 百  
 円  
 に  
 つ  
 き  
 百  
 円  
 日  
 本  
 銀  
 行  
 財  
 務  
 大  
 臣  
 か  
 ら  
 通  
 知  
 を  
 受  
 け  
 た  
 者  
 平  
 成  
 十  
 五  
 年  
 六  
 月  
 二  
 十  
 五  
 日

た金額を支払う。ただし、支払  
 期が銀行休業日に当たるとき  
 は、その翌営業日に支払う（以  
 下、次号及び第十六号において  
 規定する期日について同じ。）。  

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$